

法定外公共物占用等許可（普通河川・用途地域内水路）

1. 「申請時」に提出して頂く書類（2部提出，許可時に1部返却）※副本は白黒コピーでも可

- 申請書 ※申請者印押印 【様式：高松市法定外公共物占用等許可申請書】
- 位置図（住宅地図等に工事箇所を明示）
- 地籍図（法務局の公図：不動産登記法14条の地図等）
- 占用面積求積図
- 平面図
- 縦断面図
- 横断面図
- 構造図
- 誓約書（利害関係者の通知等）【様式第1号】
※申請者印押印
- 同意書（誓約書に記載された利害関係者の同意）
※水利関係者（土地改良区および水利組合）の代表者印押印
※水利関係者以外に利害関係者が存在する場合，その方の押印
- 写真（工事箇所の現況写真）
- その他

注）原則として，床版の架設については最小限の延長とすること。（最小限の延長とは，1宅地当たり4mとし，開発道路等については道路幅員に隅切り部分を足した延長）
なお，これらの延長を超えるものについては，維持管理者（しゅんせつ等通常の維持管理者）の押印のある維持管理証明書を添付すること。【任意様式：参考例を参照】

2. 「着手前」に提出して頂く書類（1部提出）

- 着手届
- 許可書の写し

3. 「完了後」に提出して頂く書類（1部提出）

- 完了届
- 写真（着手前・施工状況・竣工）※占用物件を全て撮影